

「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業公募要領

1 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業の概要

(1) 事業内容

放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条（7）①のとおり。

(2) 実施主体

市町村、市町村の連携主体、第三セクター法人又は承継事業者

※ 承継事業者が実施主体になる場合は、以下の説明において「市町村」及び「第三セクター法人」とあるのを「市町村の承継事業者」又は「第三セクター法人の承継事業者」と読み替えてください。

(3) 交付対象経費の範囲

交付要綱別表のとおり。

なお、本補助事業は、ケーブルテレビネットワークを通じて地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図るとともに、超高精細度映像（4K・8K）の視聴環境の構築に資することを目的としていることから、①ケーブルテレビネットワークに該当しない通信網の光化、②ケーブルテレビネットワークに該当していても通信目的に該当する部分の光化は認められないことに留意されたい。

光化されていない共聴施設エリアに係る耐災害性強化の必要性を踏まえ、令和4年度第2次補正予算より、光化されていない共聴施設から光化されたケーブルテレビ施設による放送の視聴へ移行するためのネットワーク整備（ネットワークの光化と同時に使うものに限ります。）が補助対象に追加されました。詳細は、実施マニュアルを参照してください。

(4) 交付額

市町村及び市町村の連携主体については事業費の2分の1、第三セクター法人については3分の1を上限として交付する。

なお、交付下限額が100万円のため、1事業区分ごとに、実施主体が市町村及び市町村の連携主体の場合は事業費200万円、第三セクター法人の場合は事業費300万円以上の事業を対象とする。

2 提出方法

(1) 提案書類

- ① 公募申請書【実施マニュアル II 8 別紙2】
- ② 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業交付申請書【交付要綱様式第1号】
- ③ 補助事業の概要（交付要綱に定める添付資料を含む。）【交付要綱様式第1号 別紙1第9】
- ④ 工事概要書【交付要綱様式第1号 別紙3】（工事を要する場合のみ）
- ⑤ 見積書【実施マニュアル 資料9-1、資料9-2】

※公募の段階においては、正式な公文書の提出は不要。

(2) 提出先・提出期限

公募開始の日（令和5年1月16日（月））から同年2月3日（金）12:00（必着）までの間に、次のいずれかの方法により提出すること。

- 管轄する総合通信局等に電子メール又は総務省が指定する大容量ファイル転送システム等により電子ファイルを提出
- J グランツ（補助金電子申請システム）の利用による申請
<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

3 申請の要件、選定方法等

(1) 申請の要件

申請内容について、以下の①～④の要件を満たすかについて確認を行い、⑤の要素を加味する。なお、令和5年度当初予算については、市町村が事業主体となる事業であり、かつ、予算額を上回る事業要望があった際は、当該団体におけるマイナンバーカード交付率も加味する。

- 市町村又は第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワークについて、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図るとともに、超高精細度映像の視聴環境の構築に資する観点から、地域においてネットワークの光化及び送受信設備等の整備を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うものであること。
- 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画にケーブルテレビの位置付けに関する記載がある市町村であること。
- 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域であること。
 - 離島
 - 豪雪地帯
 - 辺地
 - 山村
 - 半島
 - 特定農山村
 - 過疎地域
- 財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域であること。
- 地方公共団体が策定する国土強靭化地域計画にケーブルテレビネットワークの光化等が記載されていること。

(2) 選定方法

各申請主体から申請された内容について、外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において事業採択候補の内示を行う。

(3) 交付決定

上記（2）で採択候補の内示を受け、交付の本申請を行った団体に対し、総務省が交付決定を行う。ただし、交付に当たって追加の条件を付す場合がある。

なお、今般の公募については、令和4年度当初予算、第2次補正予算及び令和5年度当初予算について同時に公募を行う。

個々の案件に適用する予算については、上記（1）及び（2）に基づき申請のあった案件全体について評価を行った後、申請内容を勘案して総務省において選定し、内示の際に通知する。希望する予算と異なる可能性も予め承知の上申請すること。

（4） 補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた使途以外への使用は認めない。また、補助金は事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。

4 スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・令和4年度当初予算及び第2次補正予算

令和5年 3月中旬	採択候補先内示・本申請
3月下旬	交付決定

- ・令和5年度当初予算

令和5年 5月中旬	採択候補先内示・本申請
5月下旬	交付決定

5 その他

- ・交付要綱、実施マニュアル等の関係資料は、総務省ホームページ「『新たな日常』の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業」

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_fiber.html

に掲載（関係資料については、内容を更新することがあるため、申請の際に最新版を確認すること。）。

- ・本事業と併用するために、高度無線環境整備推進事業の申請を希望する場合は、事前に管轄する総合通信局等に相談すること。

6 公募要領に関する問い合わせ先

問い合わせに関しては、上記 URL に掲載される「実施マニュアル」を参考に、管轄する総合通信局等の担当窓口まで連絡すること。